(2)　各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十六条の六第二項第三号イ(3)中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第七号及び第六項において同じ。）」を削り、同号ハ(1)中「居住者、当該外国関係会社に係る」を「居住者」に、「内国法人、当該外国関係会社に係る」を「内国法人」に改め、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ　収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ　支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十六条の六第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ　第七号の二に掲げる金額

第六十六条の六第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十四項中「第二項第二号ハ」を「第二項第二号ニ」に改める。

第六十六条の七第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「）の額」の下に「（政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加え、同条第二項中「とき」の下に「（前項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき）」を、「当該外国法人税の額」の下に「（同項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）」を加える。

第六十六条の八第十二項中「及び第十四項」を削り、同条第十四項中「に当該課税済金額、間接配当等若しくは間接課税済金額又は個別課税済金額、個別間接配当等（第六十八条の九十二第十一項第一号に規定する個別間接配当等をいう。）若しくは個別間接課税済金額（次項において「課税済金額等」という。）に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその金額の計算に関する明細書」を「、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

第六十六条の八第十五項を削り、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とする。

第六十六条の九の二第一項中「分配をいう」の下に「。次項第三号イにおいて同じ」を加え、同条第二項第三号イに次のように加える。

(3)　外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4)　特定子法人（特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人（当該内国法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5)　その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地国を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十六条の九の二第二項第三号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1)　各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2)　各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

第六十六条の九の二第二項第八号中「（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第六項において同じ。）」を削り、同条第三項中「又は(2)に該当するか」を「から(5)までのいずれかに該当するか」に、「同号イ(1)又は(2)」を「同号イ(1)から(5)まで」に改め、同条第六項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ　収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ　支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

第六十六条の九の二第六項第八号中「第十一号チ」を「第十一号リ」に改め、同項第十一号中「ヌまで」を「ルまで」に、「ルに」を「ヲに」に改め、同号ルを同号ヲとし、同号チからヌまでを同号リからルまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ　第七号の二に掲げる金額

第六十六条の九の二第七項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第十五項中「第二項第三号ハ」を「第二項第三号ニ」に改める。